

本庄市国民健康保険加入者のみなさんへ

★保険課 ☎1116、市民福祉課 ☎1111

国民健康保険限度額適用認定証の更新のお知らせ

「国民健康保険限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、7月末日までとなっています。

現在交付されている人で、8月以降も引き続き、入院治療や高額な外来診療を受ける場合は、忘れずに更新の手続きをしてください。

更新期間 7月25日(金)～8月29日(金)

受付場所 保険課(市役所1階)、市民福祉課(総合支所 所仮庁舎)

注意 国民健康保険被保険者証、印鑑(朱肉を必要とするもの)

※国民健康保険税に滞納がある場合、認定証の交付を受けられません。また、世帯に転入者や未申告などにより所得が不明な人がいると、正しい所得区分の認定証が発行できませんので、所得の申告が必要です。

限度額適用認定証とは?

国民健康保険に加入している人が1か月に1つの医療機関で高額な治療を受ける場合、「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、窓口の支払いが所得区分に応じた負担額までとなります。(保険適用外の医療や入院時の差額ベッドなどは対象外です。)

申請は、今回の更新期間を過ぎても随時受け付けていますので、ご利用ください。認定証は、申請した月の初日から有効です。月を遡って発行できませんのでご注意ください。

ださい。

なお、年齢が70歳から74歳で住民税課税世帯の人は「高齢受給者証」を医療機関に提示することで、自己負担限度額までの支払いとなりますので、申請は不要です。

平成27年1月から自己負担限度額が変更になります

制度改正により所得区分が見直され、自己負担限度額が変更になります。

詳しくは、広報ほんじょう12月号や市ホームページなどでお知らせする予定です。

高齢受給者証を発送します

国民健康保険に加入している70歳から74歳までの人に、「高齢受給者証」を交付しています。この受給者証には医療費の自己負担割合が記載されているため、医療機関受診の際には保険証と併せて提示が必要です。

これから70歳になる人は、70歳の誕生日の翌月(1日が誕生日の人はその月)から高齢受給者証が交付されます。高齢受給者証は誕生月の月末(1日が誕生日の人は前月末)に発送しています。

また、毎年8月1日に更新されるため、新しい高齢受給者証は対象者全員に、7月下旬に郵送します。

本庄税務署からのお知らせ

◎4月1日から平成30年3月31日までの間に作成される契約書の印紙税の軽減措置が拡充

4月1日から平成30年3月31日までの間に作成される不動産譲渡契約書及び建設工事請負契約書に係る印紙税の税率は、印紙税法別表第一第1号及び第2号の規定に関わらず、下表の「契約金額」の金額区分に応じて、「軽減後の税率」の金額になります。

契約金額		軽減後の税率
不動産譲渡契約書	建設工事請負契約書	
10万円超～50万円	100万円超～200万円	200円
50万円超～100万円	200万円超～300万円	500円
100万円超～500万円	300万円超～500万円	1,000円
500万円超～1,000万円		5,000円
1,000万円超～5,000万円		1万円
5,000万円超～1億円		3万円
1億円超～5億円		6万円
5億円超～10億円		16万円
10億円超～50億円		32万円
50億円超～		48万円

◎4月1日以降、「領収証」などに係る印紙税の非課税範囲が拡大

事業者のみなさんが4月1日以降に作成する領収証やレシートなどの「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税については、記載された受取金額が5万円未満のものが非課税となります。

領収証などを作成する際には、受取金額を確認のうえ、納付する印紙税額に間違いのないようご注意ください。

問い合わせ先

★本庄税務署 ☎2112

熱中症に「ご注意ください」

★本庄市保健センター ☎2003

7月から8月は真夏日や猛暑日といった気温の高い日が続き、熱中症になりやすい時期です。

熱中症は、暑さで体温を上手に調整することができなくなった状態で、めまいや頭痛、吐き気などの症状が見られま

す。高温・多湿などの状況であれば、日中の炎天下だけでなく、室内や夜間でも発生することがあります。

発症する前に正しい知識を持ち、早めの予防と対策をとりましょう。

熱中症予防5つのポイント

①高齢者は上手にエアコンを

- ・高齢者や持病のある人は、暑さで少しずつ体力が低下し、室内でも熱中症になることがあります。節電中でも上手にエアコンを使っていきましょう。
- ・周りの人も、高齢者のいる部屋の温度や湿度に気を付けてください。

②暑くなる日は要注意

- ・熱中症は、暑い環境に長時間さらされることにより発症します。
- ・梅雨明けで急に暑くなる日は、体温が暑さに慣れていないため要注意です。
- ・夏の猛暑日も注意が必要です。湿度が高いと体からの汗の蒸発が妨げられ、体温が上昇しやすくなってしまいます。猛暑のときは、エアコンの効いた室内など、早めに涼しいところに避難しましょう。

③水分をこまめに補給

- ・のどが渇く前に水分を補給しましょう。
- ・汗には塩分が含まれていますが、大量の汗をかいたら、水分とともに塩分も取りましょう。ビールなどアルコールを含む飲料は、かえって体内の水分を出してしまいうため水分の補給にはならず、逆に危険です。
- ・高齢者は暑さやのどの渇きを感じにくい傾向がありますので、こまめに水分を補給しましょう。寝る前も忘れずに水分補給しましょう。



④「おかしい!?!」と思ったら病院へ

- ・熱中症は、めまい、頭痛、吐き気、倦怠感などの症状から、ひどいときには意識を失い、命が危険になることもあります。「おかしい」と思ったら、涼しいところに避難し、医療機関に相談しましょう。

⑤周りの人にも心配りを

- ・自分のことだけでなく、近所で声を掛け合うなど、周りの人の体調にも気を配りましょう。
- ・スポーツなど行事を行うときは気温や参加者の体調を考慮して熱中症を防ぎましょう。

まちのクールオアシスをご利用ください

市内公共施設の一部では、夏の暑さが厳しい日中に外出した際、一時的な休息所として利用できるように「まちのクールオアシス」を設置しています。館内入り口付近に下記のポスターの掲示がありますので、ぜひご利用ください。

なお、利用できる時間や環境は施設によって異なりますので、ご了承ください。



老人福祉センターつきみ荘の休館日 ☎23696

7日(月)・14日(月)・22日(火)・28日(月)・8月4日(月)

余熱利用施設湯かっこの休館日 ☎8126

7日(月)・14日(月)・22日(火)・28日(月)・8月4日(月)

ボートレース戸田(埼玉県都市競艇組合主催)開催日程

3日(木)~8日(火)、23日(水)~27日(日)

※本庄市は埼玉県都市競艇組合に加入しており、組合からの配分金をさまざまな事業に活用しています。

今月の納税納付【納期限：7月31日(木)】

- ・固定資産税 2期
 - ・国民健康保険税 1期
 - ・介護保険料 1期
 - ・後期高齢者医療保険料 1期
- 口座振替が便利です。ぜひご利用ください。

一市税夜間収納窓口のお知らせ

日時 7月7日(月)、8月5日(火) 午後5時15分~7時
場所 ・市役所1階 収納課 ☎1120
・総合支所仮庁舎 市民福祉課税務係 ☎1333

※市役所へお越しの際は庁舎東側の夜間休日受付通用口を、総合支所仮庁舎へお越しの際は正面玄関をご利用ください。